

家庭的保育事業を利用する場合の基準額表

(単位：円)

教育・保育給付認定子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担金の額（月額）		第1子・第2子の カウント方法
階層 区分	定 義	右記以外	ひとり親等世帯	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0	保護者と生計が同一の子等（年齢は問いません。）について、最年長の子から第1子、第2子と数えます。 第3子以降の利用者負担金はかかりません。
第2	市区町村民税非課税世帯		0	
第3	市区町村民税均等割の額 のみの世帯	9,000 (4,500)	0	
	市区町村民税所得割の額 が48,600円未満の世帯		4,000 (0)	
第4	市区町村民税所得割の額 が48,600円以上77,101円 未満の世帯	19,000 (9,500)	7,000 (0)	
	市区町村民税所得割の額 が77,101円以上97,000円 未満の世帯		19,000 (9,500)	
第5	市区町村民税所得割の額 が97,000円以上169,000 円未満の世帯		29,000 (14,500)	下記の注釈（※）を ご覧ください。
	市区町村民税所得割の額 が169,000円以上の世帯			

() 内は第2子の徴収額

※ 市区町村民税所得割の額が169,000円以上の世帯の第1子・第2子のカウント方法について

保護者と生計が同一の子等（年齢は問いません。）について、最年長の子から数えて第3子以降の利用者負担金はかかりません。

同一世帯から2人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園・特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業等）・企業主導型保育事業を利用、特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合、利用者負担金の額は、年齢が高い児童から順に基準額、半額、無料となります。

ただし、同一世帯で特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している児童がいる場合、利用者負担金の軽減のためには、在園証明書等の提出が必要です。